

福島市上下水道局の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 16 号

福島市上下水道局の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

（福島市職員に対する特別褒賞に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 福島市職員に対する特別褒賞に関する条例施行規則（昭和 43 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

（福島市副市長の事務分担等に関する規則の一部改正）

第 2 条 福島市副市長の事務分担等に関する規則（平成 30 年規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「及び水道局」を「、福島市部設置条例（昭和 48 年条例第 30 号）第 1 条第 12 号に規定する上下水道局及び福島市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 74 号）第 3 条に規定する上下水道局」に改める。

（福島市職員の職名等に関する規則の一部改正）

第 3 条 福島市職員の職名等に関する規則（昭和 30 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第2条中「部長」の次に「、局長」を加える。

（福島市職員懲戒等審査委員会規則の一部改正）

第4条 福島市職員懲戒等審査委員会規則（昭和43年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

（福島市職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第5条 福島市職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号及び第13条第2号中「水道局企業職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程」を「上下水道局企業職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程」に改める。

（福島市職員安全衛生管理規則の一部改正）

第6条 福島市職員安全衛生管理規則（昭和60年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「都市政策部長」の次に「、上下水道局長」を加え、同項第4号中「17人」を「18人」に改める。

（福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和45年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「都市政策部下水道室」を「上下水道局」に改める。

様式第1号（裏）中「福島市役所下水道総務課」を「福島市下水道総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。